

「木造住宅の耐震化」補助制度のご案内

対象は「昭和56年5月以前」(旧耐震基準)に着工された**2階建て以下の木造住宅**です。



耐震化は、以下のStep1～Step3までの3つの流れです。それぞれ補助制度がありますので、耐震診断からはじめてみましょう！
まずは、下記担当課までお気軽にご相談ください。

Step 1

耐震性能
を知る

耐震診断

県に登録されている診断員がお宅に訪問し、お住まいの耐震性を診断します。

下記担当課まで、お気軽にご相談ください。

原則、所有者負担は

11,200円

注1

注1 家の形が複雑、床面積が200㎡を超えるなどの場合、上記金額と異なります。

Step 2

耐震の
補強計画
をする

補強計画

診断員が再度お宅に訪問し、耐震診断の結果をもとにお住まいの耐震補強の計画を行います。

下記担当課まで、お気軽にご相談ください。

原則、所有者負担は

11,200円

注2

注2 家の形が複雑、床面積が200㎡を超えるなどの場合、上記金額と異なります。

Step 3

耐震改修
工事を行う

耐震改修

地震に対して安全性を高める工事に対し、工事費の一部を補助します。

下記担当課まで、お気軽にご相談ください。

補助額は最高で

80万円

注3

注3 工事費の50%かつ80万円が上限となります。